

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

|      |           |
|------|-----------|
| 所属名  | 医療課医務・看護係 |
| 内線番号 | 4748      |

| No. | 項目     | 内容  |
|-----|--------|---|
| ①   | 処分名    | 医療法人の設立認可   |
| ②   | 法令名    | 医療法   |
| ③   | 法令番号   | 昭和23年法律第203号  |
| ④   | 根拠条項   | 第44条第1項   |
| ⑤   | 処分権者   | 京都府知事   |
| ⑥   | 法令の定め  | 第四十四条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下この章(第三項及び第六十六条の三を除く。))において単に「都道府県知事」という。)の認可を受けなければ、これを設立することができない。   |
| ⑦   | 審査基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について<br/>(昭和61年6月26日健政発第410号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生省健康政策局長通知)</li> <li>●医療法人制度について<br/>(平成19年3月30日医政発第0330049号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生労働省医政局長通知)</li> <li>●医療法人の基金について<br/>(平成19年3月30日医政発第0330051号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生労働省医政局長通知)</li> <li>●医療法人設立審査要領(本府作成)</li> </ul> |
| ⑧   | 経由機関名  |   |
| ⑨   | 協議機関名  | 京都府医療審議会  |
| ⑩   | 標準処理期間 | (⑪合計期間)3ヶ月  |
|     | 経由期間   |   |
|     | 協議機関   |   |
|     | 当該処分機関 |   |
| ⑫   | 問合せ    | 医療課医務・看護係(075-414-4748)   |
| ⑬   | 備考     | 標準処理期間は、概要書提出から起算したものです。<br>医療審議会への諮問が必要であることから、設立スケジュールが決まっております。事前に担当まで御相談ください。   |